

平成10年1月1日発行 第224号 隔月1回25日発行

行政書士ほっかいどう

104 1998.1.No.224

〈新春特集号〉

新年あけましておめでとうございます。



「室蘭港にかかるベイブリッジ」 白鳥大橋



北海道行政書士会



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



目

次

〈新年のあいさつ〉	年頭にあたって	北海道知事 堀達也	3
	新年のごあいさつ	日本行政書士会連合会会長 盛武隆	4
	年頭のごあいさつ	北海道行政書士会会長 佐藤良雄	5
〈新春対談〉	会長、知事と語る		6
	建設業会計行政書士全道研修会開催される	総務部長 板垣俊夫	10
〈業務資料〉	産業廃棄物処理施設設置許可の裁量と行政指導	十勝支部 米倉博	12
	旭川支部研修会参加報告(第2回)		18
	韓国研修旅行の報告	苫小牧支部 清野甲次	23
	行政書士規制緩和速報		24
	豊田先生、黄綬褒章を受章す		25
	故村上清先生を偲ぶ		26
	統一用紙の払いだし請求について／情報コーナー・渡島支庁		27
	本会の主要行事／支部のうごき／ごせい去／事務局の年末・年始のお知らせ		28
	表紙のことば／編集後記		29
〈日政連北海道支部だより〉	行政書士による書類作成業務独占廃止に係わる行政改革委員会 規制緩和小委員会の最終報告書と日政連及び道支部の活動報告	幹事長 葛西彰	30



年頭にあたって

北海道知事 堀 達 也

平成10年の新春を迎え、謹んでごあいさつ申し上げます。

昨年の北海道を振り返りますと、コンサドーレ札幌のJリーグ昇格決定や本道とヨーロッパを結ぶ定期航空路線の開設など明るい話題もありましたが、その一方でこれまでの本道の発展を支えてきた体制・システムを揺るがす大きな出来事が続発しました。

本道の金融・経済の中心的機関として大きな役割を果たしてきた北海道拓殖銀行が営業譲渡をするという事態に至り、また、中央省庁の再編によって、北海道開発庁が「国土交通省」に統合再編されることになりました。

北海道拓殖銀行が発足したのが1900年、北海道開発庁は1950年です。「北海道のこれまでの100年」を支えてきた二つの組織が、変革の時代を迎え、こうしたかたちで大きな変容を迫られることとなり、北海道はいま、歴史の転換点に立っているという思いを強くしています。

明治以降、本道は食糧やエネルギーの供給基地、あるいは移住の受入地として、その時々国家的な要請のもとで、「国策」として開発が進められてきたという歴史があり、こうしたことが国への依存体質を生んできました。

「北海道のこれからの100年」を考えると、これまでの発想ややり方では立ち行かないと思います。北海道のために何をしてくれるのかという受け身の姿勢から、北海道を愛する私たち一人ひとりが何をなすべきかを主体的に考え、行動することがさらに大切になってきています。

本道には、広大な大地、地域の多様性、恵まれた自然環境、豊かな農林水産資源などヨーロッパの一国に匹敵する潜在力があり、大きな可能性を秘めています。そうした力を引き出し、かたちにしていくためには、道はもとより、市町村、経済界、道民が、パートナーシップを基本に、英知と総力を結集していかなければなりません。

今年は、国の財政構造改革に伴う公共投資予算の削減など本道を取り巻く環境は一段と厳しさを増すものと予想されますが、4月から道の新しい総合計画もスタートし、北海道の将来の発展に向けた基盤づくりに取り組む重要な年となります。道としては、金融・景気対策、雇用対策など当面する重要課題に全力で取り組み、道民生活の安定を図るとともに、それぞれの地域の魅力と個性を引き出せるよう総合計画に盛り込まれた政策を積極的に推進してまいります。

また、昨年11月の日ロ首脳会談において、「東京宣言」に基づき、西暦2000年までに平和条約を締結するよう、両国が全力を尽くすことで合意がなされました。私も昨年5月に色丹島、国後島、択捉島、さらに9月にはサハリンを訪ね、様々な分野で交流と協力を深めていく必要性を実感しました。ロシアとのかかわりが深い北海道の知事として、一日も早い領土問題の解決に向けできる限りの努力をしてまいります。

さらに、KLM便の就航を契機に、ヨーロッパ諸国との経済・文化面の交流を促進するとともに、新千歳への乗り入れを希望している中国をはじめ世界各地を結ぶ定期航空路線の誘致にも力を入れてまいります。

いま、右肩上がりの戦後成長を牽引してきた様々な社会・経済システムが制度疲労を起し、日本全体が荒波にもまれています。北海道のこれからのを考えると、その道のりは平坦ではないかもしれません。しかし、変革の時代に対応した道政改革をさらに大胆に進めながら、道民の皆さんと一丸となって21世紀の北海道のかたちをつくっていきたいと決意を新たにしています。

道民の皆さん、こういう時だからこそ、元気を出して、知恵を絞って、新しい道を切り開いていこうではありませんか。



新年のごあいさつ

日本行政書士会連合会会長 盛 武 隆

平成10年の新春を迎え、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

日頃より佐藤良雄会長をはじめ北海道行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私は昨年6月、日行連会長に選任されて以来、組織の情報化、制度の充実強化に向けて最大の努力を傾注して参りました。特に行政改革委員会規制緩和委員会論点公開「行政書士による書類作成業務独占の廃止」については、資格制度の根幹を揺るがすものであり、就任早々、その対応策に追われ東奔西走の毎日でした。業務独占廃止は参入規制を排除し、全てを自己責任に帰するものですが、そこには人権侵害並びに国民の負担増が明らかであるところから、書類作成の規制緩和には断固反対する意志を明確にして運動を展開して参りました。日行連の役員はもとより各単位会役員、会員の皆様のお力添えにより、最悪の事態は回避することができました。これは偏に会員の皆様の行政書士制度に寄せる熱き想いの表れであると確信いたしております。改めて心より御礼申し上げます。

さて、今年取り組まなければならない問題として、以下の項目が考えられます。

- ①高度情報化通信社会での対応
- ②情報公開法、消費者契約適正化法、地方分権推進法、介護保険法、行政改革関連法への対応
- ③申請取次行政書士・入管協会問題
- ④行政書士制度とWTO問題
- ⑤行政手続条例の活用と対応
- ⑥公共嘱託制度の問題
- ⑦対外への意見具申・提案等の対策機関設置の問題
- ⑧組織改革、財政改革
- ⑨21世紀の行政書士像の構築

等々の解決すべき問題があります。

規制緩和での対応策の中で多くの改革論が出されました。高度情報通信社会対策では、組織の電子化を急ぐとともに、行政のワンポイントサービス、許認可の電子申請システムの観点から、全国の行政書士が自らの事務所をアクセスポイントとし、積極的にネットワークシステムを構築していく必要があります。

このように、行政書士を取り巻く環境は大きなうねりを持って変わろうとしており、行政書士も時代の要請に応じて脱皮していかなければなりません。

連合会の役割は、行政書士会及び行政書士会員の指導であります。私は、変革と混迷の時代の中で、いかに会員の皆様に安心感を与えることができるか、その対策を講じるのが日行連の責務であると考えております。現代社会の要請に見合った行政書士制度の確立と全国行政書士会員のニーズに応えられる連合会の運営に向け、引き続き努力いたす所存でありますので、一層のご理解、御協力をお願い申し上げます。

年頭にあたり、佐藤会長をはじめ北海道行政書士会の会員のご多幸を心からお祈り申し上げ、私の新年のあいさつといたします。



年頭のごあいさつ

北海道行政書士会会長 佐藤 良雄

会員の皆さん、明けましておめでとうございます。

昨年5月30日に会長に就任して以来約7ヶ月、殆どの時間を「行政書士による書類作成独占の廃止」に対する反対運動に費やしてきたと言っても過言ではありませんでした。

6月6日の行政改革委員会、規制緩和小委員会におけるヒヤリングから始まり、6月26日の規制緩和に関する第6次の論点公開で行政書士による業務独占の是非が問われることになったことは、6月20日の当連合会定時総会において新執行部への交代という対応力不足の時期であったことと相俟って私たちの緊張度はピークに達しました。

私たちの存亡をかけた戦いが全国で開始され8月26・27日に全国会長会議を開催、9月4日に規制緩和対策北海道本部を設置、北海道議会への陳情並びに各支部選出道議会議員に要望書を提出、署名運動の実施では5,000人を超える反対署名をいただきました。

四士業懇談会においても共同対応を提案し連合北海道にも行政書士制度の役割について十分な理解を得ることができました。むしろこの機会を生かして行政書士制度をたくさんの道民により深く理解して頂けたと思うし、PRも新聞・雑誌を通じて実施させていただきました。

11月15日には、盛武連合会長を迎えて反対フォーラムを実施、たくさんの会員に応援をいただき、本当に会員皆さんの一丸の熱意と行動で、12月4日の政府への最終報告においては「業務独占の廃止」から「業務独占のあり方について具体的な検討を開始すべき」という内容となりました。

今回の自動車業界からの行政書士の業務独占廃止の要請は、その本質において我が会との対立という側面が強く、自動車業界における新たな利権の創造にほかならないものでありました。

逆な言い方をすると業務独占の廃止により本当に規制緩和小委員会のいう自由市場が形成されるのかという問題です。

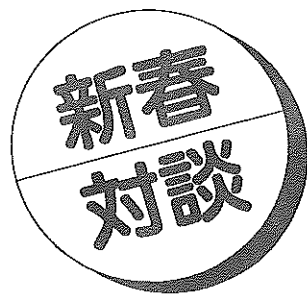
むしろ個別の許認可ごとに業界団体等による縦割りの独占市場が誕生するであろうことは容易に想像出来まし、かつ国民が負担するコストはむしろ上昇してしまうであろうことも同様です。

規制緩和で問題となるのは①参入規制と②価格規制であり、今回規制緩和小委員会は、当面の措置として①については「行政書士試験の受験資格要件の廃止」、②については「会則に行政書士の受ける報酬については記載しないこととすべき」という報告を行っています。当会が議論し行動しなければならないことはまだまだたくさんありますが、社会の仕組みが大きく変わろうとしているこの時期に、この戦いを通じて我々の方向性を学んだことを他に先んじて生かさねばなりません。

士族の部族保存の本能は閉鎖性だと断じられたなかで、我々は開放を前提に道民と共に存在するスタンスに大きく舵を切らねばなりません。

垣根の中に居続けようとするれば必ずそこから追い出されるボーダーレスへ向かう世界の中で、我々の方向性とスピードは他士業に二歩も三歩も先行したものになるでしょう。

景気低迷の中、新しい仕組みの社会へ向かうなかで我々の果たすべき役割は大変重要であり、新年にあたり、会員の皆様の益々のご活躍を祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



会長、知事と語る

北海道知事
北海道行政書士会会長

堀 達也
佐藤 良雄

佐藤会長 本日は、当会で企画いたしました対談にご配慮賜り、また、日頃から当会の運営について、ご指導、ご援助をいただいていることに対し、まずもってお礼を申し上げます。

このたび、行政書士法の一部が改正され、行政書士法の目的規定が創設されました。

日本行政書士会連合会及び私ども行政書士で組織する、日本行政書士政治連盟におきましては、従前から、依頼者の利益、利便を考慮し、使命条項の新設、申請手続き代理権の設定、欠格事由の追加、罰則の強化及び磁気ディスクによる申請は書類とみなす法律改正を要請していました。

このうち、使命条項（目的条項）の新設、欠格事由の追加及び罰則の強化についてのみ法律改正が実現いたしました。目的規定の創設は、行政書士の役割の

重要性が再認識されたものであり、行政書士としても、その社会的役割についての自覚を更に深めるとともに、行政の円滑な推進及び国民の利益の速やかな実現に寄与するため、ますます努力する必要があると考えています。

私どもは、1か月おきに会報を発行し、全会員、関係機関及び道内の各図書館に送付していますが、行政書士法の目的規定が創設されて、初めての新年を迎えるにあたり、いわば、行政書士制度発展のスタートの年を記念して、新年号に掲載いたしたく、知事とのご対談を企画させて頂きました。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、北海道におかれては、新しい長期計画を策定中とお聞きしているのですが、新しい長期計画の目指す姿や、わが国における本道の役割について、お聞

きしたいと存じます。

堀知事 本道は、明治2年の開拓使設置以降、可能性の大地として我が国の発展に一貫して大きな役割を果たしてきました。開拓当初には欧米技術の導入等による日本の近代化のための資源供給基地、そして、戦後の混乱期には食料・エネルギーの供給源や急増する人口の受け皿など、その時々時代の要請に応じて形を変えてきました。

今日、時代の変化はめまぐるしいものがありますが、この度の総合計画づくりにあたっては、少子・高齢化やグローバル化、高度情報化や成熟社会への移行といった時代の潮流をしっかりと見定めた上で、本道の持つ多様な可能性を十分に発揮できる計画にすることを心がけたところです。

この中では、北海道のめざす姿として、

- ①主体性と責任に基づく自立した地域
- ②恵まれた環境のなかで多様なライフスタイルを選択できる社会
- ③豊かさと活力を生み出す産業という3つの点を掲げ、

さらに、本道の多様性を認めあう道民気質や個性豊かな地域社会、国際的に有利な地理的条件、恵み豊かな大地や海と農林水産業などの優れた技術、さらには広大で豊かな自然や快適な生活環境などの特性に着目し、これらの特性や潜在力を我が国や国際社会のなかで生かしていく方法として、「さまざまなライフスタイルを実現する場」、「北方圏地域や東アジア地域などとの連携を進める場」、「安全で良質な食料などを安定的に供給する場」、「環境と調和して創造性あふれる産業展開を進める場」という4つの役割を明記しているところであり、今後こうした方針に基づいて、本道の確かな未来に向けた積極的な施策を展開していきたいと考えています。

佐藤会長 ありがとうございます。つぎに、政府は、活力ある21世紀を創造するために、行政・財政・教育・金融・経済構造・社会保障の6つを柱とす

る改革を提唱し、この内、行政改革については、簡素で効率的な行政、国民主体の行政、開かれた信頼される行政、質の高いサービスを提供する行政の4大視点から、早急に改革を進めるとしていますが、行政改革委員会の大きな議論の一つに、民間との役割分担、民間の活力・民間のノウハウの活用があります。

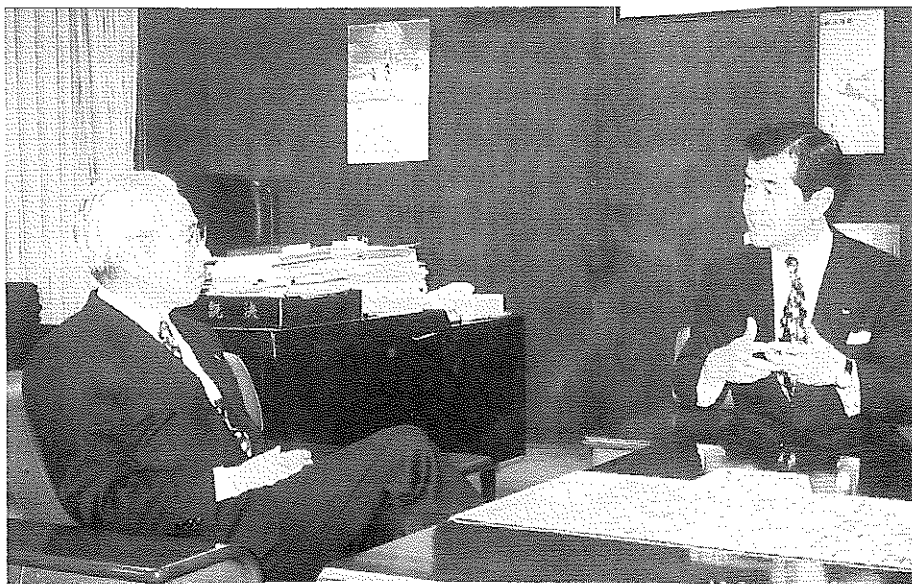
簡素で効率的な行政、住民主体の行政、開かれた信頼される行政、質の高いサービスを提供する行政は、地方公共団体についても当てはまることでもあり、行政改革についての知事のお考えをお伺いしたいと存じます。

堀知事 現在、地方分権が実行の段階を迎えていますが、行財政環境は極めて厳しい状況にあり、国・地方を通じて行政改革や財政構造改革の推進に積極的に取り組んでいかなければなりません。

道政運営にあたりましては、多様な行政ニーズや新たな政策課題に柔軟かつ的確に対応し、道民に親しまれ、信頼される道政の実現をめざして、道政改革を着実に推進していく必要があります。

道としては、道政改革を道政上の最重要課題の一つと位置づけ、「道政改革の実施方針」において、「政策重視・市町村重視の道政の推進」、をはじめ「開かれた道政の実現」、「道民参加の促進」などを改革の方向として掲げるとともに、85項目にわたる具体の改善推進事項を定め、道民の方々ははじめ市町村や関係団体などの理解と協力を得ながら、全庁をあげて改革への取り組みを進めております。

道政改革の推進にあたりましては、民間有識者から



なる「道政改革推進委員会」に定期的に報告するとともに、庁内に設置した「道政改革推進本部」において適切な進行管理を行うこととしており、新しい時代を担うにふさわしい、個性的で活力のある道政の実現を図ってまいりたいと考えております。

佐藤会長 私ども行政書士は、官公署に提出する許可申請等の書類の作成のみならず、国民の日常生活全般にわたる権利義務、事実証明に関する書類の作成の分野を担っておりますが、官公署に提出される書類が、行政書士により適正に作成されることは、官公署における事務の効率化に役立っていると考えています。

行政書士法は、これらの業務について、資格ある自然人を能力がある者とみなして、業務の独占をなさしめる代わりに、守秘義務その他の必要な規制・罰則を加えています。

当会といたしましては、依頼者保護の観点から会員の品位保持の指導を行うとともに、専門知識の習得のための研修会を実施しています。

官公署における事務の効率化の面では、既に10の都府県において、建設業の許可申請や経営事項審査等について、東京都においては、昭和48年から、相談業務や申請書類の受付業務に、行政書士会が推薦した会員が従事している他、経営事項審査等の審査業務を県から行政書士会が委託をうけて、それぞれの会員がその業務に従事しています。

建設業の許可申請、経営事項審査等の手続きにつきましては、従前から、ほぼ支庁単位に設置している各支部において、研修会を毎年のように開催していますし、当会においても、全道建設業経理事務行政書士研修会を3日間の日程で開催するなど、研鑽に努めています。

道行政に関する手続きの円滑な実施に寄与することが出来ると確信しておりますので、道においても、是非、建設業の経営事項審査等の審査業務を当会に委託されるよう、お願いいたします。

堀知事 会長からお話のありました建設業審査業務の委託については、現在、行政事務の効率化や行政サービスの向上を図る上から、建設部に検討させております。

この審査業務は、各企業の決算時期を基準日として行われるものが多いことから、毎年6月から9月頃までに、申請が集中し、この時期に窓口に来られた方々には、待ち時間などでご迷惑をおかけし、大変申し訳なく思っております。

業務委託の可能性について検討を深め、できるだけ早く道としての結論を出したいと考えており、もう少



しお時間をちょうだいしたいと存じます。

また、道が行っている事務についても、社会情勢に対応した住民サービスの実現と行財政の効率的運営の観点に立って見直していく必要があります。

行政事務の効率化にあたっては、住民サービスの向上の面から官公署への提出書類の簡素化や審査基準の具体化を図ることはもちろんですが、一般住民の皆さんにとって、官公署への提出書類の作成は、単発的なものであり、また、行政事務が複雑化・高度化、提出書類も多様化するにつれて、行政書士の役割は重要となっていくことと思います。

こうした現状を踏まえ、行政書士業務の質を確保するため、平成9年6月に行政書士法の一部改正が行われました。今後の皆様のご活躍を期待するとともに、行政の手続きなどの簡素化のために、書類を作成する側からの何か良い提案があれば、行政書士会の方でまとめていただいて、この手続きはこのように簡素化し

たらどうかなど、具体的にご提言いただければと思います。

佐藤会長 次に、平成7年5月地方分権推進法が公布され、地方分権推進委員会からは、平成7年7月の初会合以来、これまで中間報告を含め5回の報告がなされ、分権型社会の創造の全貌が明らかにされていますが、知事として、この勧告をどのように評価されているか、お伺いしたいと存じます。

堀知事 地方分権推進委員会の極めてご熱心なご審議、勧告のとりまとめに向けてのご努力に対して、深く敬意を表するとともに心から感謝申し上げます。

第1次勧告以来の国・地方との関係を上下・主従の関係から対等・協力を基本とした新たな関係に変えるという基本的な考えのもとに、第4次勧告まで諸課題についての今後の取り組み方を明らかにしており、地方分権推進の立場から基本的に評価しております。

機関委任事務を廃止し、国と地方との関係が対等・協力の関係になることに伴って国と地方の意見が異なる場合における調整の仕組みが必要となることから、第4次勧告において、国・地方間の係争を公平・中立に判断するための第三者機関を創設するとともに、機関訴訟の道を開くこととされておりますが、これを実効あるものにするためには、制度の具体化や運用にあたって、国の行政機関からの独立性の確保や第三者機関の具体的な勧告内容について、適切に処置することが重要であると考えております。また、市町村への事務委譲についても道をはじめ地方6団体の提出した、具体的な意見を踏まえて新たに34項目について勧告されており、国から地方へさらに都道府県から市町村への事務委譲は、今後とも積極的に取り組む課題であります。

国では鋭意、「地方分権推進計画」の作成に取り組み、平成10年の通常国会終了までのできるだけ早い時期に成案を得るものと承知しており、地方分権は、いよいよ実行の段階へと移行してきたところであります。

もとより地方分権は、全国画

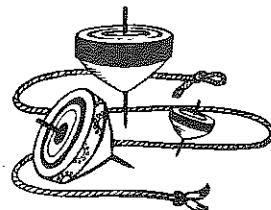
一的な行政から地域の実情に応じた多様な行政への転換であり、住民に身近な自治体である市町村こそ地方分権を推進していく上で最も重要な役割を担うことになるものと考えておりますので、道としても今後とも道から市町村への権限の移譲などについて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、小規模市町村では、職員数も限られており、専門知識・技術などの面で直ちに新たな役割を担うことには、多くの課題が予想されるところであり、国の地方分権推進計画の策定状況なども勘案しながら小規模市町村を補完・支援する仕組みなどについても検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、間近に迫った地方分権型社会に備え、新しい時代に向けて求められる地方の役割の重要性と責任を十分に認識しながら市町村の皆さんと一体となって、分権型社会にふさわしい行政体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤会長 本日は、大変お忙しい中ありがとうございます。今後ますますの知事のご活躍と道政の発展を会員ともどもおおいに期待しています。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



建設業会計行政書士全道研修会開催される!!

総務部長 板垣俊夫

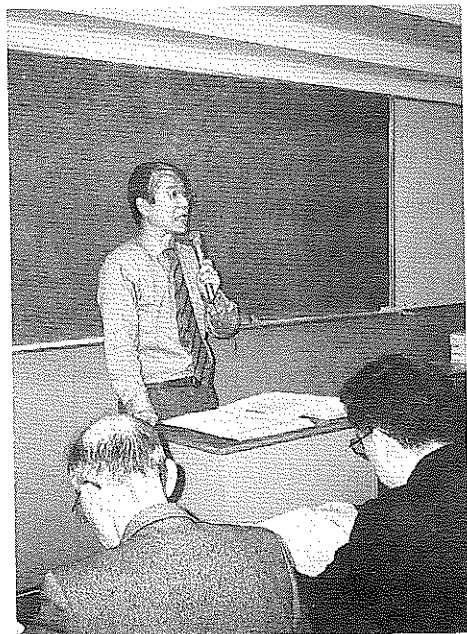
平成9年11月22日(土)午後1時から札幌医福経営専門学校において、北海道行政書士会主催の建設業会計行政書士全道研修会が開催されました。本研修会は、145名の建設業相談員希望者を対象として、建設業会計の4級から2級程度の修得を目標に22日、23日、24日の3日間に渡って行われました。通常3日間に亘る集中講義が行われますと、1日目は全員出席しても、2日、3日目になるにつれ、出席者が激減して行くものがありますが、3日目になっても減ることがなく、熱気あふれる研修会になりました。それもそのはず、2日目の講義が終了した後、阿座上先生より宿題が出されまして、受講していた会員の方々はさぞびっくりした事でありましょう。会員の方々は、道内各地域から集まって、泊っての研修ではありますが、宿題をこなさなければならないと言う事で、ススキノの方への出足は遠のいたのではないのでしょうか。

研修会の内容は、問題を出しながら解答していく方式で、次から次へと、手と頭を休める暇もない状態でした。内容の濃密さもさることながら、先生のブラッ

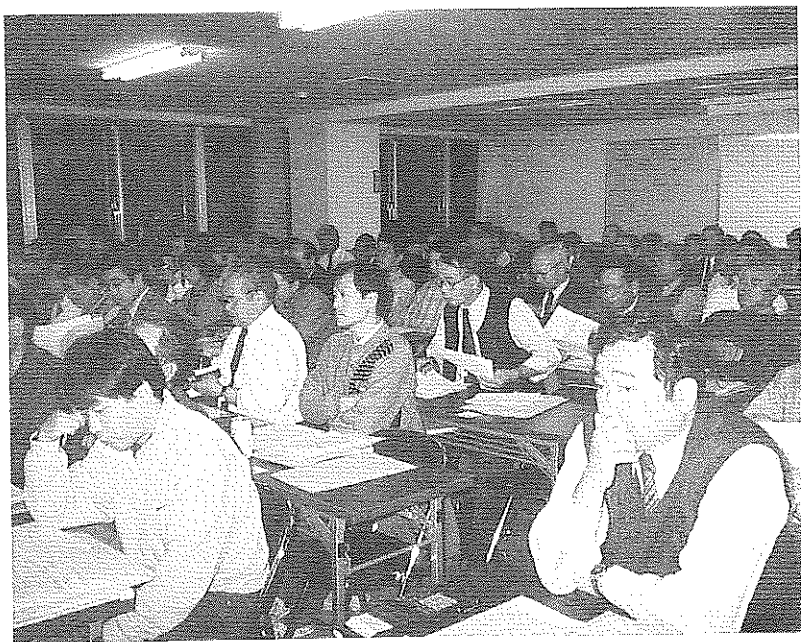
クユーモアならぬジョークユーモアのお話に時間を忘れての研修会でもありました。

先生は講義の中、行政書士業務の事にも触れられ、情報化社会にあって、規制緩和がどんどん進んで行くであろう。その中で行政書士は、旧態依然とした許認可だけをやるのではなく、これからは、実力主義に基づいた能力主義となっていく。これは市場経済の要諦である。「行政書士は規制緩和の中で突出して行かなければならない。行政書士の生きる道は、そのようなところにあるのではないのでしょうか」として、「規制緩和における規制虫になって下さい」とのお話でありました(会場爆笑)。

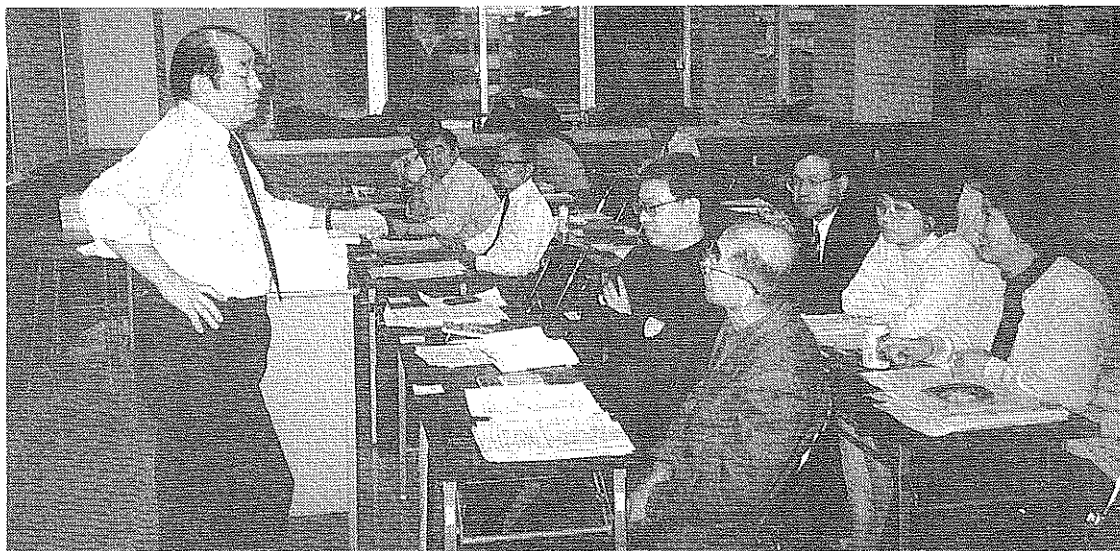
初日の講義終了後、宮の森ガーデンにおいて、懇親会が催され、講師の阿座上先生も同席され、又、本会の顧問であります北海道議会議員の鈴木泰行先生も見えられて、今日から3日間に渡る研修を爽りあるものとして、又建設業会計のエキスパートとして道庁及び各支庁における建設業事務にお手伝いをしていただきたい。期待をしております旨の多大な激励の挨拶をし



具体的な経費建設予算報告の受付業務を説明する佐藤副会長



多数の会員が参集し、会場は熱気ムンムン



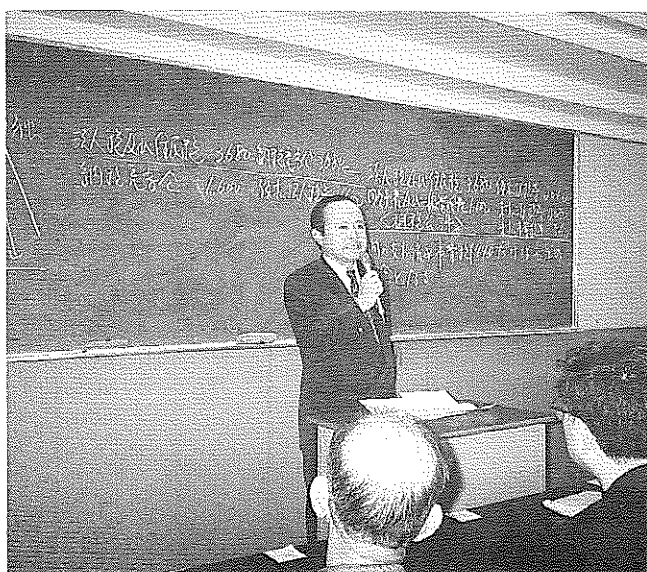
エネルギーな阿座上教授の講義

ていただきました（会場は割れんばかりの拍手でした）。

3日目の最終日には、講義終了後阿座上先生及び本会顧問の北海道議会議員酒井芳秀先生同席の下、3日間の出席会員に、本会の佐藤会長より、出席会員を代表して旭川の皆川えみ子会員に修了証書を授与、その後各会員に渡されました。修了証書授与の後、酒井芳秀先生より、出席会員に対して、3日間に渡る研修会の慰労と今後の建設業会計の専門家として、道庁に対し、知恵とお体をお貸しいただきたい。道庁の発展のためにも行政書士会の先生方の力が必要であると述べ

られ、その心暖まるお言葉に会員は絶大なる拍手で応えた。

このように、建設業会計行政書士全道研修会が盛会の内に終える事ができた事は、建設業相談員として、その重責を会員が担うことと、講師をしていただいた阿座上先生の熱意に外なりません。阿座上先生も「各支庁における経審等の事務業務につき、窓口審査のお手伝いを業務要員としてやって行けるのではないでしょうか」との力強いお言葉をいただきました。



来賓として出席された当会顧問、北海道議会議員酒井芳秀先生の力強い挨拶



懇親会で挨拶される当会顧問、北海道議会議員鈴木泰行先生

産業廃棄物処理施設設置許可の裁量と行政指導

十勝支部 米 倉 博

1. はじめに

平成9年10月8日付読売新聞は、『釧路の産廃処分場訴訟「知事に裁量権なし」札幌高裁判決・道側の控訴棄却』の見出しで、産廃処理施設設置許可申請の拒否処分取消し裁判の判決を報じた。この中で知事は、「判決内容を十分検討して、今後の対応を決めたい」とコメントしたが上告を断念確定した。

この報道があってもなく、裁判所が下した判断を知るため某氏の協力を得て判決資料を入手した。本件は、身近なところの事件であること、と廃棄物処理問題は、生活環境保全の観点から地域住民の時代の関心事でもある。また我々の職業に直接かわる申請手続上の解釈に関する問題でもある。加えて私的な面でいえば、妙な言い方だが親しみを感じた。自分の扱った申請事務の如く錯覚に陥るまではいかなかったとしても、やや近い感情で興味をもったのである。それは、過去に処理した事件に類似していたこともあったからである。

勿論、今後の仕事の取組みに当たって学んでおかなければならない絶好の生きた教材でもある。

以下、本件判決を要約して紹介する。

2. 事実の概要

釧路市に土地を所有するAは、この土地を埋め立てて牧場として利用したい旨知人のB（愛知県春日井市に居住）に相談したところ、Bは、産業廃棄物処理場として埋め立てることが得策であると助言し、Aは、これを受入れBに協力を要請した。

Bは、愛知県瀬戸市で測量・土木設計を目的とする会社の代表者Cと知合いであったので産廃処理施設を設置することについて相談した。Cは、大学の先輩である土木建設業者のDおよび知人のEに右の事情を話

したところ、DとEは産廃処理施設を設置して廃棄物処理業を営むことを希望して、その後有限会社（X）を設立してDが代表取締役Eは取締役役に就任した。Cは、廃棄物処理場の設計をした経験からXから本件施設の設計を依頼されたほか北海道及び釧路市などの折衝を任せられBやEとともに折衝を担当してきた。釧路保健所は、本件処理施設の設置場所の周辺地域の状況が都市計画法の第一種及び第二種の住居専用地域に隣接し、周辺500メートル以内に約3,000人が居住しており設置場所の境界線と最も近い民家までの距離は10.5メートルであること、また周辺500メートル以内には高等学校、小学校、保育園、老人福祉センター等の文教・福祉施設があるので指導指針（北海道保健環境部長通知及び同部衛生施設課長通知）の定めに従いXらに対し、事前に周辺住民の同意を得、釧路市と公害防止協定を締結するように行政指導を行った。Xらの住民説明会においての説明が住民の不安を解消するに足りるものではなかったこと。周辺住民約3,000人殆どがその施設設置に反対の意見であり、周辺住民の大多数を含む約32,000人の処理施設反対の署名簿が提出された。このような状況から周辺住民の同意を得られないままXは、知事（Y）に対して、産業廃棄物処理施設設置許可申請（建設廃材、ガラス、陶磁器屑及び廃プラスチック類の埋立て）を行った結果、不許可処分とされたので、Xは廃棄物処理法15条1項の許可は、同条2項各号に適合している場合は許可をしなければならないのであるから本件不許可処分は違法であると主張して本件処分の取消しを求め出訴した。一審（札幌地裁）は、「法の不備と評価されてもやむをえない」と指摘したが、Xの主張を認め不許可処分は違法であるとして、取消請求を容認した。Yは、これを不服とし、生活環境保全の観点から、技術的な基準などに適合している場合でも不許可とする裁量が知事に認められるとして控訴した。控訴審判決は、第一審を維持し、控訴を棄

却した。

3. 裁判所の判断

1. 廃棄物処理法第15条2項の許可要件に適合する場合であっても効果裁量の余地を排除し得ないか否か。

廃棄物処理法15条1項は、産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物の中間処理、最終処分が行われるので、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性が確保されていなければ、産業廃棄物が安定化・無害化されず、また、施設そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるとの観点から許可制を定め、同条2項は許可の要件を、同条3項は、同条1項の許可には生活環境の保全上必要な条件を付することができることを、同条4項は、許可を受けた者は、知事が行う検査を受け、同条2項1号所定の技術上の基準に適合しなければ、これを使用してはならないことを、同条5項は、許可を受けた者は、厚生省令で定める技術上の基準に従い、産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならないことをそれぞれ規定している。右規定の内容からすれば、法15条の許可制は、産業廃棄物処理施設の設置を一般的に禁止した上で、同条2項各号に適合していると認められる場合に、個別的に右の禁止を解除するという規制方式であり、財産権（土地利用権）を公共の福祉の観点から制限しようとするものであると解される。

ところで、憲法29条は、財産権の不可侵を宣言した上、財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、「法律でこれを定める」（同条2項）べきものとしているので、公共の福祉の観点から、財産権の内容の制限すなわち財産権の行使の制限をするためには、法律によることが必要とされる。廃棄物処理法15条は、本来は自由であるはずの私権（財産権）の行使を公共の福祉の観点から制限するものであるから、同条の解釈にあっては、その文理及び他の関連規定を総合的に判断して、当該申請に係る産業廃棄物処理施設が法律に定める要件すなわち同条2項各号所定の要件に適合する場合においても、なお知事に対して、「許可を与えるか否かについての裁量権を与えているものと解されるときでない」限り、必ず許可をしなければならないもの

としていると解するのが相当である。

法の定めた要件が満たされたと認められる場合にも、その旨の規定がないにもかかわらず、許可を拒むことができるというのでは、法律による委任がないにもかかわらず、知事が私権（財産権）の行使を制限することを認めるのと同様の結果を認めることになり、憲法の前記規定の趣旨に照らして相当でないからである。

そして、法15条については、その文理及びその他の関連規定を総合的に判断しても、知事に対して裁量権を与えたものと解することはできないので、知事には裁量権はないものといわなければならない。

もっとも、当該処理施設を設置し又は操業することにより、付近住民の人格権、所有権等を侵害する場合には、別途、当該施設の設置又は操業の差止めを請求することが考えられるし、廃棄物処理法は予想していなかったような重大な被害が付近住民に及ぶことが明白であるような場合には、緊急避難等の法理を借用するなどして、当該申請自体を不許可とする余地も考えられないでもないであろう。しかしながら、本件においてYが主張するような事態は、廃棄物処理法の制定に当たり当然予想できた事柄であるにもかかわらず、同法は前記のような規定をしたに止まるのであるから、未だ右のような法理を借用して、本件許可申請を却下することのできる場合には当たらないと解するのが相当である。

Yは、行政処分につき、羈束裁量といい自由裁量といっても、両者に本質的な相違があるものではなく、要は裁量の許される範囲について広狭の差があるにすぎず、程度の問題である。本件においても、裁量の程度については、許可制として法律が規制を設けた趣旨や対象とする権利の性質、法文の規定等を総合的に考慮して解釈すべきである。と主張したのに対して、裁判所は、羈束裁量、自由裁量の問題が、裁量の広狭、程度の問題に帰着するとしても、右の広狭、程度には、その一場合として、裁量権が与えられていないか、又は裁量の幅が極めて限定されており、与えられていないに等しい場合をも含むものと解すべきであるから、羈束裁量、自由裁量の問題について、Yの主張するように考えると、このことから当然に、本件を不許可処分とすることを許されるものではない、とした。

Yは、本件許可の裁量権が認められる根拠の一つと

して、平成9年法律第85号による廃棄物処理法の改正は、法の趣旨目的について改正はなく、従来、法律における許可や指導等について明確さを欠いた部分の明確化（明文化）が図られたものといえる。このことは、右改正前の廃棄物処理法において、処理施設の設置許可における「周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮」が、要件として明確化されないで、裁量として存在していることを意味していることにほかならない。したがって、法の趣旨目的に沿って、地域の事情に応じた総合的な判断すべき知事の裁量が認められるべきである。と主張したのに対して裁判所は、平成9年改正法15条関係の改正趣旨は、処理施設について、住民の不安や不信感の高まりを背景として、地域紛争が多発し、深刻な状況になっていることから、許可手続の明確化、許可要件の見直しを行うことにより、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされた施設の設置を進めていくことにある。

改正の要点は、(a)許可の申請者は、施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画等を申請書に記載するとともに、当該申請書に周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査結果を記載した書類を添付すること（同条2項、3項関係）、(b)知事は、政令で定める施設設置の許可申請があった場合には、当該設置場所等を告示するとともに、申請書等を1月間公衆の縦覧にすること（同条4項関係）、(c)知事は、告示をしたときは、関係市町村から意見を聴くとともに、設置に関し利害関係を有する者は縦覧期間満了後2週間以内に意見書を提出することができるものとする（同条5項、6項関係）、(d)設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺住民の生活環境の保全に適正な配慮がなされていることを許可の要件とすること（15条の2第1項関係）、(e)知事は、許可をする場合には、あらかじめ設置計画、維持管理計画が生活環境の保全に適正な配慮がなされているか、厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならないこと（同条2項関係）、(f)知事は、施設の構造又は維持管理が技術上の基準又は申請書に記載された設置計画、維持管理計画に適合していないと認めるとき、又は許可を受けた者が当該許可に付した条件に違反したときは、許可の取消等ができるものとする（15条の3関係）等であることが認められる。右の事実

よれば平成9年改正は、周辺地域の環境保全の見地から、現行法の許可の要件を見直し、これを厳しくしたものであって、現行法に定められている要件を明確化したにすぎないものでないことは明らかであるから、右改正を根拠として、改正前の法15条をYの主張するように解釈すべきものということとはできない、とした。

2. 行政指導の不遵守による不許可処分可否

産業廃棄物処理施設設置許可申請が許可されて、申請どおりに設置されると、付近住民に対して、少なからず生活環境上又は公衆衛生上の被害を及ぼすことが予想される場合には、当該地域の生活環境、公衆衛生の維持・向上を図るため、申請者に対して、当該設置計画につき、一定の譲歩・協力を求める行政指導を行うことも許されるものというべきである。しかしながら、行政指導は本来相手方の任意の協力を前提とするものであって、強制力を有するものでないことは当然のことであるから、申請者が右行政指導に応じられないとの意思を表明している場合には、当該申請者が受ける不利益と右行政指導の目的とする公益上の必要性和を比較衡量して、右行政指導に対する不協力が「社会通念上正義の観念に反するものといえるような特段の事情が存しない」限り、申請者が当該申請を維持することが権利の濫用に当たるものとするとはできないというべきである。

Yは、Yの行政指導に対するXの対応は、権利の濫用と目すべき特段の事情があるとして、次の事実を指摘した。①処理施設から概ね500メートル以内の周辺住民の同意を得ることのほかに、立地に配慮すべき事項として、住宅地、文教施設、医療福祉施設などから概ね500メートル離れたところを選定しなければならないことが記載されている指導指針を、Xは「指導指針は、法律ではないので守る必要はない。裁判になったら行政が負けるのは知っているでしょう。」などと抗議して指導指針に従う意思がなかったことは、明白である。②500メートル以内の住民の同意を得ることに関しては、住民説明会を1回開催したのみで、その内容は住民の質問に対して企業秘密を理由に形式的、高圧的で不誠実な態度での説明であり、住民の反感を強めたばかりではなく、二つの連合町内会の個々の世帯を回る努力をしなかった。Xは、住民の同意に関して、真

摯に行政指導に対応したということとはできない。③事業計画に必要な情報収集、調査を行った形跡はなく、また釧路市周辺地域からも廃棄物を搬入すると思われるが、当該地域では安定型処分場が不足している状況にはない。④Xは、関係行政機関及び周辺町内会長等との協議などを自ら行わず、主に、B、Cに行わせるなど、責任ある事業者として適正な廃棄物処理を期待することは難しい。またXは、活動実態のない役員のための会社である。

裁判所は、Yの主張する特段の事情に関する事実について次のとおり認定した。

①について、Xは、指導を受けた際にこれに抗議したことは認められるが、「指導指針は、法律ではないので守る必要はない。裁判になったら行政が負けるのは知っているでしょう。」などと申し向けた事実を認めることはできない。

②について、住民説明会における説明内容が不十分なものであり、住民の不安を解消するに足りるものでなかったことは認められるが、出席した住民もまた施設設置に反対の態度が固かったのであるから、実質的な話し合いができなかった責任をXのみに負わせることは相当でない。Xは、二つの連合町内会の個々の世帯を回る努力をしなかったし、住民同意に関して真摯に行政指導に対応したということとはできないが、500メートル以内の住民数約3,000人の殆ど全員がその設置に反対の意見であり、しかも周辺住民の大多数を含む約32,000名の本件処理施設反対の署名簿が提出されている状況にあったのであるから、Xの右のような対応も、やむを得ない面があったということが出来る。③について、釧路市及びその周辺地域から廃棄物を搬入する予定であることが認められ、当該地域では安定型処分場が不足している状況にないという裏付けの的確な証拠はなく、これを認めることはできない。④について、本件全証拠によっても、未だXが形骸化した会社であって、事業者として適正な廃棄物処理を期待することは難しいとの事実を認めることはできない。

以上の事情を総合すると、Xの行政指導に対する対応には不十分な面があったということとはできるとしても、Xが右のような対応をしたことには、ある程度やむを得ない面があったことは否定し難いところである上、Xは、本来、その自由意思によって行政指導に従

うか否かを決することのできる立場にあるのであるから、XがYの行政指導に従わないまま本件申請をしたとしても、やむを得ないものというべきであり、未だ権利の濫用と目されるような特段の事情があるものとするとはできないというべきである。

なお、Yは、Xが指導指針に記載されている立地について配慮すべき事項を遵守すること等の行政指導に誠実に従う意思がなかった旨主張する。しかし、行政は法律を執行することがその本来の任務であるところ、廃棄物処理法の規定上は、本件許可申請を不許可とすべき根拠がなく、また、行政指導は、前記のように、あくまでも相手方の任意の協力を前提とするものであるから、仮にYの主張するような事実があったとしても、前記の判断を左右するものではないというべきである、とした。

4. まとめ

本件は、廃棄物処理場の施設を設置する場所が、民家等と隣接している関係から、施設の建設又は操業によって周辺住民等に生活環境の悪化が予想される場合に法律上その設置が許されるかどうか、という問題である。新たに施設が設置される以上、廃棄物搬入による交通、騒音等々から、全くの現状のままの生活環境を維持することは、物理的に不可能と思われる。従って、その悪化の程度が、法律の規定する許可要件を満たすことによって周辺住民等に社会一般に受忍し得る程度のものなのかどうかを基礎として、法律上、行政の裁量、指導を判断したものと思われる。

第一として、知事に効果裁量（処分をするかしないか、するとしてどの処分を選ぶかという）が認められているかどうかについての裁判所の判断は、産廃処理施設設置を許可制としたのは、廃棄物が不安定化・有害化し、また、施設そのものが生活環境を悪化させるおそれがあるとの観点から、本来自由であるはずの施設設置を禁止したものである。これは結局、私権（土地利用権）の行使を制限するものであるから、許可をするかしないかは、法律の定める要件（廃棄物処理法15条2項）に適合しているかいないか、そして、当該要件に適合している場合であっても許可権者に裁量権を与える規定があるかないかによる。従って、本件は、

要件に適合し裁量権を与える規定がないから、知事の自由な裁量に任せられているものではないと判示した。これは、定着した見解のようだ。学説においても、羈束裁量の行為（法律要件・内容に従って行政行為を行い、自己の価値判断をさしはさむ余地のないこと）と自由裁量の行為との区分の基準として四つの原則をあげている。①法律要件に不確定概念（内容の不明確な概念。例えば、「公益上必要が生じたとき」などの規定）が用いられている場合、その認定は、つねに羈束裁量行為である。②人民の権利を侵し、これに負担を命じ又はその自由を制限する処分は、いかなる場合でも自由裁量の行為ではあり得ない。③人民のために新たな権利（講学上の特許で、特定の人に新しい権利を設定すること。例えば、鉱業権設定の許可、河川の占有許可等）を設定し、その他人民に利益を与える処分は、法律の特別の規定のある場合を除くほか、原則として自由裁量の行為である。④直接に人民の権利義務を左右する効果を生じない行為は、法律の特別の規定のある場合を除くほか、原則として自由裁量に属する。（美濃部達吉・行政法提要、ジュリストNo92・159頁 宮田三郎引用）本件判決は、美濃部博士の②の説であろう。

次に、法律の規定が一義的に要件を定め、これを適用するに当たって裁量が存在し、それが後に改正され、隠れていた要件（裁量）が明文化された場合に改正前の裁量が許されていたのかどうかという問題である。本件において、Yは、平成9年法律85号による廃棄物処理法の改正は、改正前の廃棄物処理法の処理施設設置許可における「周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮」が、要件として明確化されないで、裁量として存在していることを意味していることにほかならない。と主張する。解釈としては、もっともらしいが、そのように解することが許されるのかどうか。

この主張について裁判所は、改正に至る社会背景や改正の要点などから、現行法の許可の要件を見直し、これを厳しくしたもので、現行法の要件を明確にしたものにすぎないものではない、と判示した。

第二として、行政指導の不遵守を不許可処分とすることが、できるかどうかである。換言すれば、行政指導に従わないことが権利の濫用とされ不許可処分が容認されるのかどうかである。これについて、裁判所は、申請者が、行政指導には応じられないとの意思を表明

している場合には、当該申請者が受ける不利益と行政指導の目的とする公益上の必要性とを比較衡量して、行政指導に対する不協力が社会通念上正義の観念に反するといえるような特段の事情が存しない限り、権利の濫用とはならないとした（最高裁昭和60年7月16日第三小法廷判決・民集39巻5号989頁、最高裁平成5年4月23日第二小法廷判決・裁判集民事169号37頁参照として引用している。）。本件におけるXの行政指導（周辺住民の同意を得ること）に対する対応は、不十分な面があったが、周辺住民が処理場設置に反対の意思が固かったという事情から実質的な話し合いをもてるような状況になかったから、ある程度やむを得ない面もあったとして、この責任をXのみに負わせることはできないとし、「法律による行政の原理」の関係から本件許可申請を不許可とする法律上の根拠がない。また行政指導は、あくまでも相手方の任意の協力を前提とするものであり、協力、服従するかは、相手方が決する立場にあるのであるから、Xに権利の濫用はなかった、とした。

すなわち、行政指導を行うこと自体を肯定して、その指導に従うかどうかは指導を受ける側に委ねられているが、その指導の不服従が公益上許されない場合は行政指導は違法視されないということである。本件の指導内容は、平成4年9月11日付け北海道保健環境部長通知「産業廃棄物の処理に係る指導指針」及び同日付け同部衛生施設課長通知である運用通知によるものである。実務の上で、これに類似した行政指導が多用されていることは経験済みであろう。前述の「特段の事情」に関する判例の中には、行政指導への服従の意思如何にかかわらず行政指導を違法視しえない合理的理由に当たる場合として、建築確認の通知をすることにより建築主と近隣住民との間で実力による衝突が起る危険を招来する等のような場合をあげているものがある（東京地裁判決・昭和57年11月12日）が、具体的事例になるとその公益判断は困難であろう（ジュリストNo92、209頁・荒秀）。と述べているものもある。

本件における、行政指導に対するXの対応は結果として、指導を遵守せずに許可申請を行ったのではあるが、申請に至る過程において、指導の懲罰に抗議しながらも周辺住民の同意を得るべく手続を一応とっている。しかし、住民が処理施設設置に反対の意志が強か

ったために同意を得るに至らなかった。

行政指導の趣旨は、周辺住民の生活環境悪化による被害防止の配慮にあると考えられる。そうすると、廃棄物処理法の技術的基準に適合した施設設置により、予想される被害が防止されるとすれば、仮に、Xが住民に対し同意を得るべき手続一切をとらなかった、すなわち行政指導を無視したとしても、指導の趣旨には反しないことになるであろう。しかし、予想を超える被害を及ぼすことが明らかとなった場合はどうなるのか。これについて、裁判所は、廃棄物処理法が予想していなかったような重大な被害が住民に及ぼすことが明白であるような場合は緊急避難の法理を借用して不許可にする余地もあるといっている。また、施設の建設又は操業により、住民の人格権、所有権等を侵害する場合は、施設の建設又は操業の差止めを請求することも可能であるとしている。

ところで、行政指導について、法律が規定しているものがある。行政手続法（平成5年法律第88号）第4章行政指導・第32条で行政指導の一般原則として、1項は、「行政指導にあたっては、行政指導にたずさわる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の

範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。」また同法33条は申請に関連する行政指導として、「申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。」と定めている。

この規定は、正しく過去の判例の蓄積によって実現した規定であろう。

5. おわりに

本件判決によって、本件と類似した許可申請において、実務の現場はどのように対応が変わって行くのか、許認可申請を業とする者にとっては大きな関心事である。行政庁の対応は勿論であるが、申請側の対応のあり方もまた重要である。

最後に、裁判所の判断の項で、見出し及び一部につき判決文はそのままでないことをお断りする。



『労災保険と自賠責保険は重複受給できるか?』

11月号では、交通事故発生から労災保険の自賠責保険と重複受給が再度認められるまでを時間的流れにそって概要を説明しました。

さて、ここから各論ともいうべき内容に入っていくことになりますが、はじめに交通事故の内容をご紹介します。

＝交通事故の概要＝

発生日時 平成6年9月 午後2時15分

場 所 K郡M町

状 況 有限会社甲の従業員Aは、同僚作業員B、C、Dの3人を乗せて普通貨物自動車を運転し、作業現場から帰社途中、見通しの良い左カーブで、降雨後の濡れた路面にハンドルを取られ、対向車線に飛び出し、対向してきた乙株式会社従業員E運転の大型貨物自動車に正面衝突し、甲の運転者A及び従業員B、C、Dの同乗者4名全員が死亡した。

ここで注意しなければならないことは、過失の有無または程度及び自賠責保険支払の関係です。

自賠責保険は交通事故の被害者救済の保険ですが、何でもかんでも支払われるということにはなりません。例えば、同乗者のBは運転者のAに対してその過失を理由に損害賠償を請求できますが、果たしてセンターラインオーバーされたEに対して損害賠償請求はできるでしょうか？ 答えは、NO! です。理由は皆様もお分かりのとおり、Eは無過失だからです。

Eが無過失であること、従って乙会社の自賠責が使えないということは、この事故の被害者にとってどんな影響があるのでしょうか。ここは非常に重要で労災保険の利用上の問題にも係わってきます。

現実には乙車は無過失として支払われないことに決定し無責となりましたが、有責の場合と無責の場合との相違を少し考えておきましょう。

仮に、乙車の有責と判断された場合、本件事故は共同不法行為となります。共同不法行為になればご存じの通り、自賠責の特権が利用できます。特権といっても大げさなことではありません。甲車と乙車の両方の自賠責が利用でき、被害者1人あたり3,000万円×2=6,000万円限度で損害額が支払われることになります。尚、Aは甲車の運転者ですから自賠法でいう「他人」に該当しないので、甲車付保自賠責の支払がないのは当然で、乙車の自賠責3,000万円の範囲内で利用可能です。

今度は、乙が無過失で乙の自賠責が利用できなかった場合はどうでしょう。

甲車運転手Aは、上述から分かるように自賠責からの支払は一切受けられないことになります。同乗者B、C、Dは甲車の自賠責の3,000万円を損害の範囲内で利用することができます。

自賠責利用可能限度額

	乙有責（共同不法行為成立）	乙無責（共同不法行為不成立）
A	3,000万円	0
B	6,000万円	3,000万円
C	6,000万円	3,000万円
D	6,000万円	3,000万円

もっとも、本件交通事故は、業務上の事故（労災事故）ですので、自賠責保険の有無にかかわらず、労災保険利用は可能です（重複利用については、別の各論で説明予定）。

ここまで長々と自賠責利用可能限度額を説明したのは、この額の如何によって労災保険との係わりが問題となるためです。人の命には値段などありませんが、事故を解決し、失われた命をなにかで償おうとすれば、現実には金銭賠償の方法しかありません。そして、その額はその人の逸失利益、慰謝料、葬儀費をそれぞれ積算した合計額です。

仮に、この積算額が自賠責利用可能限度額以下であれば、わざわざ労災保険を使うまでもない、という考えも出てくるわけです。現実には、損害保険会社には死亡事故の年齢別の積算表があり、3,000万円以下、6,000万円以下の場合は意外にも多くあります。

積算額が自賠責利用可能限度額以下にも関わらず、無理して労災保険を使用すれば「焼け太り」とか不当利得とかいろいろ問題も出てくる心配もあります（これについては別の各論で説明します）。

自賠責利用可能限度額超であれば正々堂々と自賠責も労災保険も請求できるわけです。

自動車事故の処理をする上で、この限度額の正確な把握は非常に大切です。そうして、この限度額の把握のためには、事故の過失割合の正確な判断が必要です。一般には俗に「判例タイムズ」なるものが基本にされておりますが、保険会社には色々な資料があります。一般には、100%過失とされているものに、センターラインオーバー、追突、駐車中の車に衝突などがありますが果たして、これらの事故が全て100%であるかは、極めて疑問です。例えば、夜間、テールランプが泥等で汚れたいた停車中の車両にバイクが後ろから追突した事故で、停車車両の過失が認定される場合があります。

自賠責保険の支払いについては、原則過失相殺の適用はありませんが、被害者（受傷者）の方に非常に大きな過失がある場合は、減額規定が適用され3,000万円又は6,000万円満額が支払われない場合もあります。自賠責保険は被害者救済の保険ですから、相手から少しでも過失が取れたらよい訳ですが、この減額規定には注意しなければなりません。

有無責の問題に関連して自賠法の「他人性」についてちょっとコメントします。自賠責保険は「他人」の人身損害に対して支払われる保険です。この他人とは誰をいうのか、または他人とならない人とは誰か、という問題です。

任意保険の自動車保険（SAP, PAP, BAP）では、同僚災害、親族間事故を免責としております。その理由は、同僚災害については、専ら労災事故として考え労災保険で処理しようとしているためです。つまり、保険分野の調整の問題がその理由です。

親族間事故については、赤の他人と違って、本来の損害賠償の制度には馴染まない、現実には親族間では金銭賠償が行われない、というのがその理由です。ところが、自賠責保険では、同僚も親族も他人として支払が可能です。親族間事故については「妻は他人」判決というのがあり、判例で確立されています（尚、支払額は減額される）。従いまして、労災保険（同僚災害に限る）の重複受給の関係では、専ら自賠責保険が問題となり、任意保険は問題にならないことになります。

自動車事故でも人身事故については民法709条の適用はなく、特別法の自賠法が適用されるわけですが（尚、物損事故については、民法709条を適用します）、この自賠法はとても面白く（私だけ？）、特に準無過失責任主義に特色があります。自賠責保険については、もっと述べたいところですが、本命が労災保険との重複受給ですので、このへんで止めます。

今回は、いよいよ本命の労災保険と自賠責保険の重複受給について、労災法の条文解釈に挑戦していきたいと思っておりますのでご期待ください。（言葉の使い方や表現方法を敢えて平易にしております。お気づきの点多々お有りと思いますが、宜しくご理解、ご容赦お願い申し上げます。）

資料1

労災事故と被災労働者の状況

1. 事故の概要

発生日時 平成6年9月--日(金) 午後2時15分
場 所 K郡M町(路上)
状 況 有限会社甲の従業員Aは、同僚作業員B、C、Dの3名を乗せて普通貨物自動車を運転し作業現場から帰社中、見通しの良い左カーブで、降雨後の濡れた路面にハンドルを取られ対向車線に飛び出し、対向してきた乙株式会社従業員E運転の大型貨物自動車に衝突、(甲)の運転者A及び従業員B、C、Dの同乗者4名全員が死亡した。

2. 請負工事の現状

有限会社甲は建設工事の請負を業とする会社で、本件の工事は孫請けである。

3. (甲)の死亡した作業員4名の家族状況

[被]死亡した作業員 ◎:労災申請該当者 ×:申請非該当者

[被]A 運転者 S46.--.--生(母と同居)車両
◎母 S15.--.--生
×父 離婚(S51.07.28)
[被]B 作業員 S48.--.--生(妻子と同居)
◎妻 S48.--.--生
○長女 H05.--.--生
[被]C 作業員 S43.--.--生(独居)
◎父 S13.--.--生
◎母 S18.--.--生
[被]D 作業員 S50.--.--生(独居)
◎父 S22.--.--生
◎母 S23.--.--生

資料2

労災保険と自賠責保険の比較

I. 逸失利益

A. 労災保険

1. 遺族補償年金

[受給資格者]

- ① 労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、夫、父母、祖父母は55歳以上、子、孫は18歳未満、兄弟姉妹は18歳未満又は55歳以上、但し労働者の死亡当時一定の障害の状態にある場合は、年齢にかかわらず受給資格者になる。
- ② 尚、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹は60歳まで支給停止される。
- ③ 「労働者の収入によって生計を維持していた」とは、労働者の収入によって何らかの程度において生計を維持していたことで足り、もっぱら又は主として労働者の収入によって生計を維持していたということまで必要ではありません。例えば、共稼ぎ夫婦も互いにその収入によって生計を維持しているのですから遺族補償年金の受

給資格者となり得る。

- ④ 「配偶者」には、いわゆる内縁関係も含む。
- ⑤ 年金は受給資格者の内の最先順位者(受給権者)に支給される。

[受給権者となる優先順位]

- ① 妻又は60歳以上もしくは障害の夫
- ② 18歳未満又は障害の子
- ③ 60歳以上又は障害の父母
- ④ 18歳未満又は障害の孫
- ⑤ 60歳以上又は障害の祖父母
- ⑥ 18歳未満もしくは60歳以上又は障害の兄弟姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫
- ⑧ 55歳以上60歳未満の父母
- ⑨ 55歳以上60歳未満の祖父母
- ⑩ 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

[遺族補償年金の額]

遺族補償年金の額は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族(受給権者)及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族(受給権者)の数(加算対象者)に応じ、次のとおり。

但し、前述⑦⑧⑨⑩の者は、60歳になるまで加算対象者から除かれる。

遺族1人給付基礎日額の153日分。ただしその遺

族が、55歳以上の妻または「一定の障害の状態」にある妻の場合は175日分。

[注]「一定の障害の状態」とは、身体に障害等級5級以上の障害のある状態、またはそれと同等程度に労働能力が制限されている状態にある場合を云います。

遺族2人 給付基礎日額の193日分

遺族3人 給付基礎日額の212日分

遺族4人 給付基礎日額の230日分

遺族5人 給付基礎日額の245日分

2. 遺族補償一時金

遺族補償年金の受給資格者がいない場合給付基礎日額の1,000日分

[受給権者となる優先順位]

- ①. 配偶者 ②. 生計維持関係にあった子 ③. 同 父母 ④. 同 孫 ⑤. 同 祖父母 ⑥. 子 ⑦. 父母 ⑧. 孫 ⑨. 祖父母の最先順位者

[注] 遺族補償年金、遺族補償一時金は、自賠責保険の支給額の範囲で調整される
但遺族補償年金は最長3年間の支給停止（同僚労働者間の労災の場合の調整は可能か？
本件のテーマである）

B. 自賠責保険

1. 逸失利益

- ① 年齢別平均給与(年額)×(1－生活費率)×新ホフマン係数

但し(3,000万円－慰謝料の額)を上限とする。

- ② 生活費率

被扶養者がいる場合 35%

被扶養者がいない場合 50%

II. 葬祭料

A. 労災保険

30万円＋給付基礎日額の30日分又は給付基礎日額の60日分の多い方の額

[注] 自賠責保険の支給額の範囲で、調整される。

B. 自賠責保険

葬儀費の範囲

通夜、祭壇、火葬、初葬7日の費用、埋葬、回向、石塔、墓石及び仏壇に要する費用とし、墓地、永代

経料、香典返し、年忌、供養などの費用は含まない。
葬儀費の金額

55万円

尚、立証資料等により50万円を超えることが明らかな場合は、90万円の範囲で妥当な金額を認める。

III. 慰謝料

A. 労災保険には、その支払いはない。

B. 自賠責保険

死亡本人の慰謝料 350万円

請求権者1名 500万円

請求権者2名 600万円

請求権者3名以上 700万円

被害者に被扶養者がいる場合、上記金額に200万円加算する。

[慰謝料請求権者]

民法711条で、父母、配偶者、子が慰謝料請求権者となる。

例外 兄弟姉妹、祖父母、孫については、上記請求権者がいない場合、被害者と同居又は扶養関係にあった場合に認められる。

IV. 労働福祉事業

A. 労災保険

自賠責保険の支払いの有無にかかわらず、全額支給される。

1. 遺族特別支給金……300万円

2. 遺族特別年金……[遺族補償年金の額]と同じく遺族の数に応じて、算定基礎日額の153～245日

3. 遺族特別一時金……遺族補償年金の受給資格者がいない場合、算定基礎日額の1,000日分

[注] 算定基礎日額は、特別給与を基礎にして算定される。

特別給与とは、3か月を超える期間毎に支払われる賃金（賞与等）をいい、被災前1年間の特別給与の総額を算定基礎年額とし、これを365で除して得た額を算定基礎日額という。

B. 自賠責保険には、その支払いはない。

資料 3

【逸失利益の計算】

計算の根拠は、労災保険法(昭和57.3.12基発第174号)による。

$$1. \text{逸失利益} = \text{給付基礎日額} \times 365 \times (1 - \text{生活費}) \times \text{新ホフマン係数}$$

注 死亡労働者本人の生活費は、35%とする。

$$2. \text{自賠責保険から支払われる逸失利益} = 3,000 \text{万円} - \text{慰謝料}$$

注 運転者Aを除き3名について、同乗による過失については、業務上でもあり本人過失とし、過失相殺ゼロとして計算している。

3. 労災保険金と自賠責保険を併給しても、逸失利益

を超えないことの立証。

$$[\text{運転手A}] \text{ 23歳 相続人2人 新ホフマン係数} 22.923 \\ 8,053 \text{円} \times 365 \times 0.65 \times 22.923 = 43,796,094 \text{円}$$

自賠責保険からの給付はない。

$$[\text{作業員B}] \text{ 21歳 相続人4人 新ホフマン係数} 23.534 \\ 6,778 \text{円} \times 365 \times 0.65 \times 23.534 = 37,844,566 \text{円}$$

$$\text{自賠責給付額 } 3,000 \text{万円} - 1,250 \text{万円} = 17,500,000 \text{円}$$

$$[\text{作業員C}] \text{ 25歳 相続人2人 新ホフマン係数} 22.293 \\ 8,974 \text{円} \times 365 \times 0.65 \times 22.293 = 47,463,614 \text{円}$$

$$\text{自賠責給付額 } 3,000 \text{万円} - 950 \text{万円} = 20,500,000 \text{円}$$

$$[\text{作業員D}] \text{ 19歳 相続人2人 新ホフマン係数} 24.126 \\ 5,708 \text{円} \times 365 \times 0.65 \times 24.126 = 32,671,984 \text{円}$$

$$\text{自賠責給付額 } 3,000 \text{万円} - 950 \text{万円} = 20,500,000 \text{円}$$

資料 4

示談金の内訳

労災法に因る逸失利益額	43,796,094	37,844,566	47,463,614	32,671,984
逸失利益の損害賠償額	8,053,000	17,500,000	29,612,000	26,208,000

注1 労災法に因る逸失利益の計算式 資料3参照

注2 示談金の内、逸失利益に対応する損害賠償額は、労災保険法に因る「遺族補償一時金」[2]及び自賠法による「自賠責給付金」[8]の合計額。

お 願 い

住所が変ったとき 必ず「変更登録申請書」を

住所・事務所・氏名等登録されている事項に変更があったとき、必ず行政書士変更登録申請書を必要とする書類とあわせて提出ください。提出されない場合、日行連発行の日本行政はお手元にとどかなくなります。また本会としましても、所在を確めるのに手数料がかかるだけでなく、会員名簿の発行時の訂正も出来ません。時間が経過すれば、あなたの籍が空に浮く結果ともなりかねませんので、特に注意をお願いします。

韓国研修旅行の報告

吉小牧支部 清 野 甲 次

11月15日から17日まで神奈川の仕事塾企画による韓国での研修旅行に、北海道から私を含めて4名参加してきました。入管業務を志す全国各地の行政書士が18名参加し、韓国の首都ソウルで廻合する事になりました。

北海道班は飛行機便の関係で本隊より一日早くソウルに入り、中一日の合同研修でした。研修の内容は次の3項目です(日韓の民法の差違について)(日本大使館訪問)(大韓行政士会の有志の方との茶話会)。

民法の講義は、ソウル大出身で大韓航空法務部勤務の金世泰氏に講義していただいた。要旨を書いてみると、1910年日韓併合で日本統治が始まるのですが、これ以前の朝鮮の家族規範は主に慣習法で、統一された法典をもたなかった。1912年朝鮮民事令が適用された後も慣習法が使用されていたが、漸次依用民法(旧日本民法)の適用が拡大していき、日本の敗戦、1948年韓国政府の樹立、1950年朝鮮戦争の勃発と混乱状態が

長く続き、その間一部を除きほとんど日本法令がそのまま適用された。1958年ようやく韓国民法が制定され、その後3次の改正の後現在に至っている。

日韓民法の差違は色々あるが一番大きな違いは、同姓、同本不婚の規定であろう。同姓で本貫も同じ男女は結婚できないのである。父系社会である韓国では、族譜(家系図)があり、男系の先祖の記録が残されていて共通の先祖の地(本貫)が判るようになっているし、戸籍にも載っているとのこと。

しかし中には結婚(内縁)するカップルがいて、戸籍が作れず子供の入籍、就学等に支障をきたし社会問題となっていて、政府も十年に一度特令を出して正式な結婚が出来るようにしている。最近、憲法裁判所で違憲判決が出て1999年までにこの規定がなくなるとのこと。

そのほかの差違について列举してみます。

	日 本	韓 国
親 族 の 範 囲	6 親等以内の血族 配偶者 3 親等以内の姻族	8 親等以内の血族 4 親等以内の姻族 配偶者
婚 姻 後 の 氏	婚姻の際に定めたどちらかの氏	規定なし (夫婦別姓)
相 続 順 位	1 子+配偶者 (1/2) 2 直系尊属+配偶者 (2/3) 3 兄弟姉妹+配偶者 (3/4)	1 直系卑属+配偶者1.5倍 2 直系尊属+配偶者1.5倍 3 配偶者 4 兄弟姉妹 5 4 親等以内の傍系血族
代 襲 相 続	相続開始以前死亡等 子、兄弟姉妹	相続開始前死亡等、子 兄弟姉妹、配偶者
遺 言 能 力	満15才に達した者は遺言出来る	満17才
遺 留 分	1 直系尊属のみ 1/3 2 配偶者、子 1/2	1 直系卑属 1/2 2 配 偶 者 1/2 3 直 系 尊 属 1/3 4 兄 弟 姉 妹 1/3

次に日本大使館領事部を訪問し、齊藤参事官に査証の発給状況について説明を受けたことを要約するとソウルで発給する査証は世界一多く、一日あたり約

2,000件、年間48万件に達するとのこと、それを日本人4名韓国人19名で処理しなければならず毎日殺人的な忙しさだという事です。査証の97%は短期滞在で、

申請の数を減らすため次の特例を作り少なくする努力をしているとのこと。短期滞在（15日）の場合過去一年以内に日本に適法に入出国した人は次回から3年有効査証にするとか、90日短期の場合は5年有効査証にするという処置が執られているようです。代理申請は認められていますが、旅行業者だけで、行政士には認められていないのですが、過去に不正が多くあったためとのこと。ちなみにその他の領事館で査証発給の多い順に並べると以下のとおり。台北42万、香港17万、釜山13万、高雄12万。不法滞在者の多く出る国の順位は（入国者に対する割合）タイ59.9%、フィリピン39.5%、中国15.2%、韓国4.2%。

日本人約150万人が韓国を訪れ、約120万人の韓国人が日本を訪れている現状を知った感想は、決して近くて遠い国ではないのだと思いました。大韓行政士会との茶話会は、帰りの時間の関係で北海道班は出席できませんでしたが、研修の参加者の話によれば次のとおりです。1975年行政書士法が出来て国家資格となり

1995年の改正で行政士となった。

仕事の中身は日本の行政書士と変わらない規定になっているし、資格要件も公務員歴7年でなるか、試験合格でなれ、ほとんど同じである。

今回旅行した菊地氏が、アボなしで行政士事務所を訪問しインタビューしたところによれば、あまり景気のいい話しはなく突然の訪問者にこぼしていたとのこと。又他の話によれば日本の司法書士に当たる法務士に仕事の領域を浸食されているらしく、業界としてもあまりいい話はないようである。

最後にソウルの町の様子ですが、広い大通りに横断歩道はなく皆地下通路になっていて、いざというときの防空壕になる話や、毎月15日は民防衛の日と決められていて、空襲時の避難訓練がある。官庁街は軍隊が警備している。すぐ臨戦態勢に移れるようになっている国が、隣国にあるのだと実感する旅行でもありました。

行政書士規制緩和速報

全国の行政書士が一丸となって反対の立場を貫き通してきた、「行政書士による書類作成業務独占廃止」に関する規制緩和小委員会の報告書の要旨が、去る12月5日の各新聞に掲載されました。

詳細は、日本行政12月号に登載されておりますので省略しますが、1. 行政書士業務独占のあり方について、今後具体的な検討を開始すべきである。2. 当面の措置として①行政書士試験の受験資格要件を廃止する。②日本行政書士会連合会会則及び行政書士会会則に、行政書士の受ける報酬については記載しないこととすべきである。と言う報告になっております。

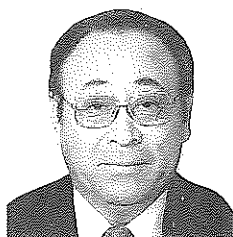
平成9年6月26日付けの第6次論点公開（行革委規制緩和委員会）の目次項目では「業務独占の廃止」の文書でありましたが、今回の報告では「業務独占のあり方」と言う表現になりました。

このような表現となったのは盛武日行連会長以下各単位、会員各位の日夜にわたる活動が功を奏したものだと思慮されます。

未だ、予断を許さない状況にありますが一応の決着をみました。しかし当面の措置としての部分からも考えられる行政書士法改正にも、今後その推移を厳しく見届けて行かねばならないと思っております。

この度の会員皆様のご努力とご協力に心から感謝申し上げ、これからも全会員一致団結のもとに難関を克服して邁進しましょう。

規制緩和北海道対策本部



豊田先生、 黄綬褒章を受章す

30年の長きに渡り、行政書士として地域住民の信頼の基に業務に精励されながらも、本会理事、副会長、日行連理事等を歴任され、会の運営や行政書士制度の発展に寄与された功績により、秋の黄綬褒章受章の栄誉に浴されました。本会としても、法制定後4人目の受賞で、非常に意義深いことでもあり、心よりお祝い申し上げます。

黄綬褒章の栄誉に浴して

十勝支部 豊田 春 男

43歳で脱サラを決断し、ライフワークを行政書士業と決め、昭和41年秋に開業爾来「猛省葛進」を座右の銘として30年間この道一筋に走り続けてきました。

顧みると昔日の思い出が彷彿として脳裡に甦ってくるのを覚えます。

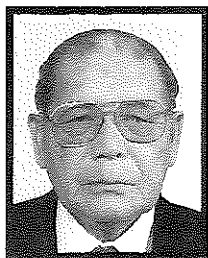
去る11月13日、日行連で全職員に歓迎祝福され、盛武会長より褒章の記並に褒章の伝達を受け、引続き皇居で天皇陛下に拝謁の栄を賜り、誠に身に余る光栄と感激いたしました。

9期18年道書士会の役職を担い、同時に3期6年

日行連の役職を歴任させて頂き、育てていただいた会員の皆様のご指導とご協力の賜と感謝の気持ちでいっぱいです。

今後は生涯現役を目指し聊かなりとも業界に貢献したいものと存じますので変らぬご指導をお願いいたします。最後になりましたが会員各位のご健勝を心からご祈念申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。





故 村上 清先生を偲ぶ

昨年胃を全部摘出する大手術を受け、順調に回復している様子で今年の支部定期総会では、もう一期（6期目）支部長を務める意欲を示され、選任されましたが、夏の終わりのころ体調を崩され入院、11月19日帰らぬ人となりました。

村上先生は、支部の運営にあたって、いつも「和と団結」を訴えられ、行政書士を取り巻く厳しい環境をいかに解決するか、業務研修、会員同士の意思の疎通を重視する立場からの支部運営に腐心され、新入会者、若手には80歳を越える高齢を感じさせない若々しい対応をされていました。

入院中もことある都度さまざまな意見を寄せられ、亡くなる一週間ほど前まで現職復帰を信じていたようです。

村上先生は行政書士ばかりでなく、西胆振の町々にとっても、自治活動、交通安全、防犯運動、そしてなによりも地方自治の発展にとって大きな役割を果たしてきた必要な人でした。

村上支部長、心配されていた「行政書士の将来」は多難な道がありますが、支部の会員一丸となって努力しますので、やすらかにやすみください。本当にご苦労様でした。

室蘭支部長代理 河 野 秋 昭

会員各位

北海道行政書士会

会 長 佐 藤 良 雄

企画部長 酒 井 正

電 子 申 請 等 対 策 委 員 会

北海道行政書士会ホームページアドレス及び メールアドレスについて

本会が開設するホームページ及びインターネット接続にともなうアドレスは下記のとおりとなりましたのご案内致します。いずれも「gyosei」を取得することができました。尚、ホームページの開設は平成10年1月中旬を予定し、現在工事中です。委員会の総力を挙げて完成を急いでおりますので、今しばらくお待ち下さい。

記

1. メールアドレス

gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

2. ホームページアドレス

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gyosei>

適正に使用していますね

〈総務部〉

統一用紙の払いだし請求について

行政書士業務の重要性と公共性を十分自覚し、次のことに留意し厳格に取扱ってください。

- ◎ 「統一用紙」の使用が出来るのは、行政書士がその職務上必要な場合に限り認められているものです。
- ◎ クレジット会社や調査会社などからの依頼による単なる戸籍謄本や住民票の写しの請求は、職務上必要な場合とは認められませんので、「統一用紙」を使用出来ません。
- ◎ 請求にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の精神を尊重し、その取り扱いに慎重を期してください。
- ◎ 使用目的、提出先の記載に誤りがないよう確認して請求するとともに、交付を受けた「戸籍謄本及び住民票の写し」についても、守秘義務に反することのないよう注意してください。

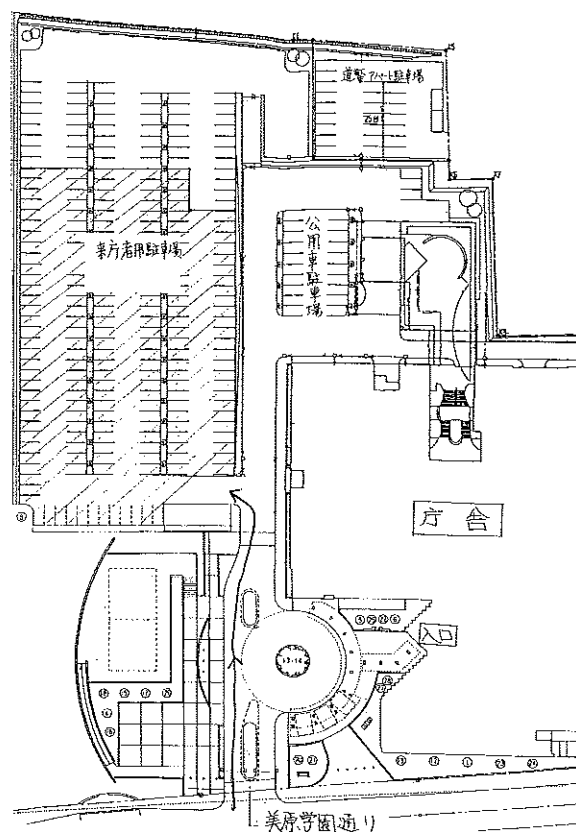
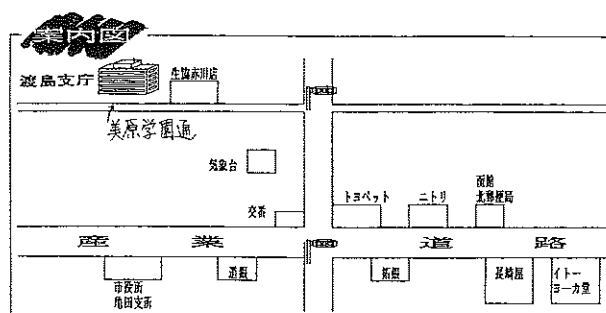
情報コーナー

渡島支庁駐車場

渡島支庁庁舎移転のお知らせ

平成9年11月25日(火)から新庁舎

住 所 〒041-0806 函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138-47-9000 (旧函館運転免許試験場跡地)



- ◎来客用駐車場は、概ね170台程度駐車可。
- ◎閉庁日は、利用できません。
- ◎利用時間は、午前7時30分から午後6時30分まで

本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
9. 11. 22 23 24	建設業会計全道研修会	13:00~17:00 9:00~19:00 9:00~15:00	札幌医福経営専門学校
9. 11. 28	電子申請等対策委員会	15:00~17:00	本会役員室
9. 11. 28	知事懇談会	16:00~16:15	北海道知事室
9. 12. 5	全道支部監察担当者協議会	13:00~17:30	フジヤサントスホテル
9. 12. 9	会報編集委員会	14:30~17:00	本会役員室
9. 12. 16	行政書士登録調査委員会	13:30~17:00	同上
9. 12. 18	会報編集委員会	14:30~17:00	本会会議室

支部のうごき

支部	開催月日	(市町村)場所	研修科目	講師職氏名	受講人数	研修種別
函館	9・10・20	(函館市) 函館パークホテル	・運送事業許可申請について	北海道運輸局函館陸運支局 運輸係長 野 中 康 裕	22	一般
小樽	9・9・20	(岩内町) グリーンパークいわない	・件別基準報酬額表の取扱いについて ・建設業相談員制度について	小樽支部 業務研修部長 中 嶋 秀 夫 (助言者) 副支部長 大 淵 勝 敏	14	一般
	9・10・15	(小樽市) 小樽市民会館	・パソコン研修について	北海道職業能力開発短期大学校 助教授 佐 藤 龍 司 講 師 吉 崎 昌 彦 〃 渡 村 雄 幸	9	一般
空知	9・11・5	(奈井江町) ないえ温泉	・遺言、相続の無料相談について ・一般貨物自動車運送事業許可申請について	空知支部長 新 川 司 本会総務部長 板 垣 俊 夫	22	一般
宗谷	9・11・14	(稚内市) ホテル奥田屋	・労働基準法と安全管理について ・業務上の災害と社会保険について ・労災保険と損害賠償について	稚内労働基準監督署 第一課長 宮 木 義 博 同上 第二課長 相 馬 勝 夫	6	一般
室蘭	9・7・9	(室蘭市) 室蘭市中小企業センター	・建設業法と経営審査について	胆振支庁建設指導課 土木係長 熊 谷 和 人	19	一般
	9・8・2	(室蘭市) 室蘭市中小企業センター	・企業会計の原則について ・建設業会計について	室蘭支部理事 小笠原 栄 一 室蘭支部理事 今 野 富 夫	11	一般
	9・11・15	(室蘭市) 室蘭市中小企業センター	・運送事業関係の許認可手続等について	北海道運輸局室蘭陸運支局 輸送係長 内 柴 一 茂	14	一般

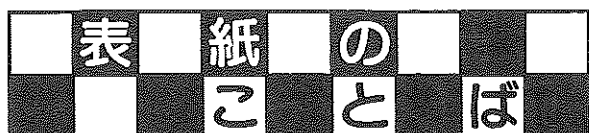
ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏 名	死亡年月日
室 蘭	1831	村 上 清	9.11.19
旭 川	220	高 橋 武 次	9.11.22

事務局の年末・年始休みの お知らせ

★年 末 12月27日(土)から休業
★年 始 1月5日(月)から始業
よろしく願い申し上げます。



白鳥大橋(室蘭)



昭和30年頃、時の北海道開発局室蘭開発建設部長の猪瀬氏が提唱した、室蘭港をひとまたぎする大橋。当時としては、夢のまた夢の話にすぎなかったと思われます。

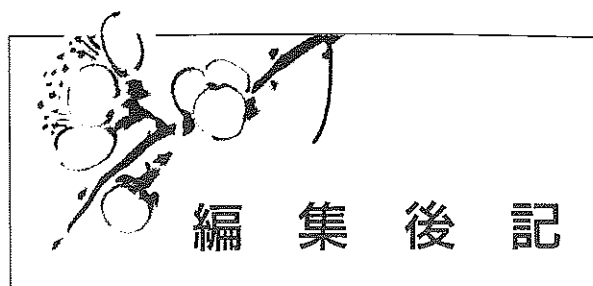
しかし、室蘭地域の経済成長に伴い、その必要性が強く叫ばれ、官民一体の運動が実を結び、昭和56年に事業化が決定しました。

全長1,380m、中央径間720mの東日本最大のつり橋となる「白鳥大橋」は、市民の夢と希望を乗せ、昭和60年に本工事が着手されました。

現在、工事は世界でも最新の架橋技術を駆使し、平成10年開通を目指しています。

この「白鳥大橋」は、陣屋町(国道37号線)から白鳥新道、室蘭駅へと通ずるルートで、室蘭市全体の環状道路網の一環でもあります。白鳥大橋展望台、祝津公園、水族館など、観光はもちろんのこと、新しい産業の展開、企業の進出、流通港としての港の活用等様々な取り組みがされています。

(撮影：編集委員 佐々木ひとみ)



*今年もあっという間の一年でしたね。

時代は刻々と変わりつつあると騒がれ、まさにこの一年も次の日には何があるか予想も出来ない激動の一年でした。

今年はいろいろな先生と話す機会に恵まれました。私がお会いした方々は時代に敏感にならなければという危機感を持ちつつ、一つの大きな力になるまでに試行錯誤。暗中模索といったところでしょうか。だからこそ…。来年こそは。

「はきものをそろえると心もそろう

心がそろうとはきものもそろう

脱ぐときにそろえておくど履くときに心が乱れない
誰かが乱しておいたら黙ってそろえておいてあげよう
そうすればきっと世界中の人の心もそろうでしょう」
「はきものをそろえる」(ふじもとこうほう氏)より

*今年も本当にいろいろな方にお世話になりました。

苦しんでいるときに声を掛けて下さった諸先生。
本当に感謝しております。人の心の温かさを感じたとき、この業界に入って本当に良かった、と思いました。入ったばかりの人間には不安だらけの毎日ですが、諸先輩の暖かい言葉に励まされ、頑張れる。まだまだ熱い人たちがいっぱいいる。まだまだ頑張れる。

*この言葉を年末の締めくくりに、そして新しい年への自分へのメッセージとして。

つらい事が多いのは感謝を知らないからだ

苦しい事が多いのは自分に甘えがあるからだ

悲しい事が多いのは自分の事しかわからないからだ

心配する事が多いのは今を懸命に生きていないからだ

行き詰まりが多いのは自分がはだかになれないからだ

いしかわよう氏「続いてこそ道」より「自戒」

*皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

行政書士による書類作成業務独占廃止に係る行政改革委員会規制緩和小委員会の最終報告書と日政連及び道支部の活動報告

日本行政書士政治連盟 北海道支部幹事長 葛 西 彰

1. 規制緩和小委員会「最終報告書」について

本年6月26日、突然、行政改革委員会規制緩和小委員会（以下、委員会）の論点公開で、行政書士による書類作成業務独占廃止が明記されて以来、半年間が経過しました。この間、日行連・日政連は共に委員会中間報告である論点公開に対し、その削除を求めて、精力的な運動を展開致しました。盛武隆日行連・日政連会長を本部長とする規制緩和対策本部を直ちに設置し、その対策に奔走する半年間でした。（日政連既報のとおり）

幸い、12月4日に公開された委員会の「最終報告書」には廃止という文言は削除され、「行政書士に関しては、業務独占の在り方について、今後、具体的な検討を開始すべきである。」との記述になっており、規制緩和の核心的部分において委員会の主張が後退しております。

最終報告書は、最悪の事態を回避した点で大きな評価を与えられるものですが、一方で、今後の対策について予断を許さず、運動を終息させるものではありません。自治省、各党の理解と支援体制を今後も継続させていかなければなりません。（規制緩和北海道対策本部速報もご参照下さい。）

2. 日政連北海道支部の動き

道支部は、日政連の対応策に呼応し、佐藤支部長を中心に各分会と協力しながら、以下の活動を展開致しました。

- ①規制緩和北海道対策本部との連携
- ②次期参議院議員選挙に向けての対応。（日政連より割り当てられた村上正邦候補への支援活動と

して、ア 自民党入党申込み活動、イ 同候補後援会入会申込活動）

③北海道議会への陳情書の提出

④自民党道連との懇談会において、本件問題解決への協力を要請

⑤道選出議員への陳情

佐藤支部長は、議員会館に出向き、道選出国會議員事務所を訪ね、精力的に陳情活動を行うと共に、盛武会長の支援要請に応え、連合への橋渡し役も担いました。

3. 今後の活動について

現在まで運動を進めてきた中で、各分会には多大なご協力を頂いて参りましたことを、厚く御礼申し上げます。しかしながら、この事態を分会によっては、十分認識頂けなかった点が見受けられましたことは、極めて残念でなりません。全国的な運動展開を行う中で、北海道だけ、或いは一分会だけ何もしないでいることは、組織上、許されるわけありません。今後は、これらの点を深く反省し、改めて支部を挙げての体制づくりと支援活動を展開して参りますので、更なるご協力をお願い致します。

そして、二度とこのような事態を招かないために、組織はもとより、行政書士個人においても、どうあるべきかについて英知を結集し、対応を急ぐべきと考えます。

4. 政連会費を納めましょう。

日政連の活動はもとより、支部活動を支えるのは皆様の会費です。お忘れの方は、分会を通じ、会費を納入して下さい。

'98. 1. 第224号 平成10年1月1日発行

発行人 佐藤 良雄
編集人 河上 隆
編集委員 芳賀 啓寿
編集委員 佐々木 ひとみ
編集委員 水野 佳朋
発行所 北海道行政書士会
印刷所 (有) 酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目（西向）タキモビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060-0001
北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座 02730-0-8224番